

豊通労災会会則

(赤字部分が改訂箇所)

豊通労災会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は豊通労災会と称する。

(事務局)

第2条 (1) 本会は、事務局を豊田通商株式会社（以下会社という）内におく。

(2) 事務局は本会を円滑に運営するための事務を行う。

(目的)

第3条 本会は会員のために必要な事業を行い、会員の雇用する労働者の安全の向上と福利厚生の実ををはかり、もって会員の事業の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 労働災害防止に関する教育研修
- (2) 労災補償に関する調査研究
- (3) 労災補償に関する相談、指導および援助
- (4) 会員の雇用する労働者の福利厚生充実のための諸事業
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員)

第5条 (1) 本会の会員は、会社（豊田通商およびその関連会社をいう。以下同じ）と業務上の取引実績があり、また会社と業務上の取引実績がある会員の関連会社で、本会の目的に賛同して入会した事業主とする。
但し、上記にかかわらず、平成13年1月1日までに本会に入会している事業主に関しては、会社との取引実績の有無を問わないものとする。
(2) 本会の会員は会則及び会議の決議を遵守し会費を納入する義務を負う。

第3章 役員

(役員)

第6条 本会には次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 1名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 会計 1名

(役員を選任)

第7条 本会の役員は総会において会員の中から選任する。

(役員任期)

第8条 (1) 役員任期は2カ年とし再選を妨げない。
(2) 補充による役員任期は残任期間とする。

(役員職務・報酬)

第9条 (1) 会長は本会を代表し会の業務を総括する。
(2) 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはあらかじめ会長が定める順序に従いその職務を代理する。
(3) 事務局長は会長の命を受けて会務及び事務手続全般を掌理する。
(4) 会計は本会の経理、資産の管理状況監査を担当する。
(5) 役員はすべて無報酬とする。

第4章 会議

(総会)

第10条 総会は毎年1回開催する。ただし会長が必要と認めた場合には臨時総会を召集することができる。

(総会の成立)

第11条 総会は、全会員の2分の1以上の出席（委任状を含む）により成立する。

(決議事項)

第12条 総会では以下の事項を決議する。
(1) 事業報告、収支報告および事業計画の承認
(2) 本会の目的達成に必要な重要事項の決定
(3) 会則の変更
(4) 役員を選任
(5) その他会長が必要と認めた事項

(議長)

第13条 総会の議長は会長または会長に委任を受けた代行者がこれに当たる。

(議決)

第14条 総会における議事は出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長がこれを採決する。

第15条 総会に出席できない会員はあらかじめ通知された事項について書面で議決権を行使しまたは、会長に議決権の行使を委任することができる。この場合、その会員は総会に出席したものとみなす。

(理事会)

第16条 理事会は会長、副会長、理事、事務局長、会計によって構成される。

(理事会の決議事項)

第17条 理事会では以下の事項を決議する。
(1) 本会の目的達成に必要な事項の決定
(2) その他総会から委任された事項

(理事会の運営)

第18条 第11条、第15条の規定は理事会に準用する。

第5章 会計

(経費)

第19条 本会の事業に要する経費は会費(年1,000円/1会員)および
保険集金事務費によりまかなう。

(会費)

第20条 本会の会費は会員から徴収し、金額については別途定めるものとし、
期首に前納する。

(会計監査)

第21条 理事会は、毎事業年度終了とともに収支にかかわる書類を作成し、
会計監事の監査を受け総会においてその承認をえるものとする。

(事業年度)

第22条 本会の会計および事業年度は毎年1月1日から12月末日とする。

第6章 付則

(解散および財産処分)

第23条 本会は総会において3分の2以上の決議によって、解散または
残余財産を処分することができる

(残余財産の処分方法)

第24条 残余財産の処分方法は、解散時の会員で均等割りすることとする。

(入会脱退)

第25条 本会は入会する者は入会届を会長に提出する。又、退会する者は
退会届を提出し、理事会において受理された場合は退会とする。

(会員資格の喪失)

第26条 会員の資格を喪失した事業主は、速やかに脱会するものとする。
すでに納入していた会費は返還しない。また残余財産の返還を請求しない。

(付則)

第27条 昭和60年11月 5日制定
平成10年 3月 1日改訂、全般見直し
平成13年 1月 1日改訂、第5条見直し、第24条追加